

広島県告示第九百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
八幡二丁目十三地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
広島市佐伯区		八幡二丁目			二二三番	標柱一号
		薬師が丘二丁目			一七番一	標柱二号及び三号
					一〇三番一五	標柱四号、五号、八号及び九号
					一七番三	標柱六号及び七号
		八幡二丁目			二四〇番	標柱一〇号
					二五二番一	標柱一一号及び一四号
					二五二番二	標柱一二号及び一三号
					二三六番	標柱一五号